

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

## 準備書面（51）

（関西電力（補助参加人）金銭不正受領事件）

2020（令和2年）年1月9日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本書面は、補助参加人（関西電力株式会社）の金銭不正受領事件について述べるとともに、補助参加人への信用を前提とした被告の審査には過誤・欠落があることについて述べるものである。

### 第1 補助参加人の金銭不正受領事件について

#### 1 概要

補助参加人の八木誠会長、岩根茂樹社長をはじめとする役員らが、高浜原発のある福井県高浜町の元助役である森山栄治氏（以下、「森山氏」という。）から、2011年から2018年までの間に、約3億2000万円もの多額の金品を受け取っていたことが2019年9月27日以降の一連の報道により明らかとなった。この問題は補助参加人にガバナンス（企業統治）や企業コンプライアンス（法令遵守）が欠如していることを示す

ものであるとともに、原子力発電事業に対する信頼を著しく失墜させるものであった。

## 2 原発マネーの流れ

一連の報道により明らかとなった、いわゆる原発マネーの流れについて、簡潔に述べると以下のとおりである。

補助参加人は、建設会社である吉田開発などの地元の業者に対して原発関連工事を発注していたが、吉田開発は、その顧問を務める森山氏に対して手数料の名目で現金を支払っていた。そして、森山氏が現金や金品等を補助参加人の役員らに渡していたという関係が発覚した。

森山氏が顧問を務めていた吉田開発、相談役を務めていたメンテナンス会社は、高浜、大飯、美浜の3つの原発にかかる関連工事を、補助参加人側から少なくとも過去3年間に計113億円で受注していた（甲G659）。このうち森山氏が長年顧問を務めていた補助参加人の全額出資子会社「関電プラント」からは、上記メンテナンス会社に約4億9000万円、吉田開発に約1億5000万円が発注されており、受発注の双方に森山氏が関係していた（甲G659）。そして、吉田開発は、原発関連工事の受注により売上高を急増させ、2013年（平成25年）8月期から5年間に少なくとも約6倍となっていたが、他に信用調査会社が把握していない売り上げが存在する可能性も指摘されている（甲G651）。

### 建設会社「吉田開発」の 売上高推移

※信用調査会社の調査による

決算期	売上高
2013年8月期	3億5000万円
14年8月期	7億5000万円
15年8月期	10億7000万円
16年8月期	14億9000万円
17年8月期	16億円
18年8月期	21億8000万円

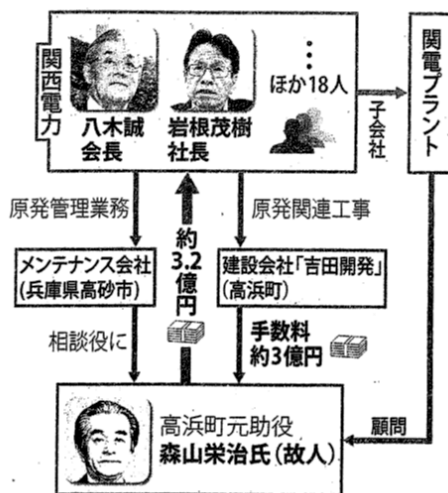
（甲G651）

受注側である吉田開発からは、森山氏に対して、工事受注などの手数料として約3億円が支払われていた（甲G650）。そして、森山氏から補助参加人の幹部ら20人に対し、2011年（平成23年）から7年間で3億1845万円相当の金品が渡された（甲G652、甲G667）。このうち約400万円分は、吉田開発などの2社から豊松秀己元副社長と常務執行役員2人の計3人が直接受け取っており、補助参加人が発注した原発関連の工事費の一部が直接、補助参加人の幹部に環流した疑いがある（甲G663、甲G667）。また、森山氏は吉田開発の社員を会食の場に同席させて、その場で金品を補助参加人側に提供することがあったほか、補助参加人は、森山氏に対して、事前に工事の概算額などの情報を提供するなどの特別の対応をしていた（甲G664）。

上記の金品の流れのうち、森山氏から補助参加人幹部らが金品を受領したことは、少なくとも約20年前から繰り返し行われてきており、中には「法外な品」を受け取った元幹部も存在する（甲G663）。

このようにして、電気料金を原資とする原発マネーは、補助参加人、吉田開発など地元企業、森山氏の三者間あるいは二者間で環流していた。

関西電力幹部の  
金品受領問題の構図



(甲G664)

以上のような構図から、いかに補助参加人と一部の原発関連の地元会社が癒着していたのかが明らかとなった。国民が負担する税金と電気料金の裏側では、一部業者が大きな儲けを出して、森山氏を介するなどをして、そのお金が補助参加人に還流し、補助参加人役員の私腹を肥やすことになっていたのである。これは言語道断の許しがたい事実である。

一連の報道により明らかとなった事実は、このような闇の部分がないければ、もはや原発事業自体を継続できないものであることの裏返しというべきである。コンプライアンスや倫理観のかけらもない異常な状況を生み出した原因である原発事業に将来などあろうはずがない。今回の一連の報道は、原発事業の必要性がないことを示す事実といえる。

### 3 森山氏について

森山氏は、高浜原発のある高浜町出身であり、1969年に41歳で町役場に入った（甲G654、甲G664）。その後、高浜原発1号機が営業運転を開始した翌年の1975年（昭和50年）に町の収入役に、1977年（昭和52年）から1987年（昭和62年）には助役を務めた（甲G654）。退職後も町の顔役として影響力を有しており（甲G652）、地元では「天皇」（甲G654）、「陰の権力者」とも呼ばれていた（甲G653）。興味深いことに、地元ではこのように評価された人物について、補助参加人の八木誠会長からは「先生」と呼ばれていた（甲G654）。

他方で、森山氏は原発の定期検査などを行う補助参加人の子会社「関電プラント」の顧問を30年以上も務め報酬をもらっていた（甲G664）。

その後、森山氏は2019年（平成31年）3月に亡くなっている（甲G652）。

関係者によると、森山氏は原発誘致に熱心で、1985年（昭和60年）に営業運転を開始した高浜原発の3・4号機の誘致では先頭に立ち、反対運動を押さえる役回りを担っていた（甲G652、甲G654）。美浜町

にある補助参加人の原子力事業本部には森山氏対応の担当社員が置かれ、社員教育の講師にも招かれ、森山氏を交えた花見会、誕生日会なども開かれ、補助参加人幹部が多数出席していた（甲G664）。

以上のように、森山氏は、原発誘致の当時から、長年に亘り補助参加人と持ちつ持たれつの関係にあったが、同氏に対する補助参加人の対応は常軌を逸していたという他ない。

#### **4 補助参加人の対応**

##### **（1）国税当局による発覚前の対応**

上記の金品受領問題について、補助参加人は、2018年（平成30年）秋の時点で、監査役会が社内調査報告を受けていたにも拘わらず、取締役会に報告をしていなかった（甲G670）。監査役会のとりまとめた報告書では、補助参加人幹部らが多額の金品を個人で管理していたことや、原発関連工事の概算額などの情報を事前に森山氏に提供していたことについて「コンプライアンス（法令遵守）の観点から見ると、不適切な面があると言わざるを得ない」と指摘していたにも拘わらず、である（甲G670）。

結局、社内調査後から約1年間、報道で問題が明らかになるまで、補助参加人はこの事実を公表しなかった。金品を受け取った役員らの資質・倫理観の欠如も大きな問題であるが、監査役会の対応をはじめ関西電力という会社の経営層全体において、今回の問題の重大さが理解されていなかったという大きな問題が浮き彫りとなった対応といえる。

##### **（2）発覚後の対応**

補助参加人は、2019年（令和元年）9月27日午前に臨時記者会見を開き、金品受領問題について「お騒がせしたことに深くおわび申し上げる」と謝罪をしたものの、「（金品は）一時的に保管していた」と説明し、不正行為の認識はなかったとの立場を繰り返し、会長や社長の

辞任を否定したほか、社内処分の内容や誰が何を受け取ったのかなどの言及もしなかった（甲G652、甲G649、甲G650）。また、金品を渡された相手が元助役の森山氏であることも「個人情報」として明らかにしなかった（甲G649）。

この事態を受け、菅原一秀経済産業大臣（当時）は記者会見で「事実だとすれば極めて言語道断。ゆゆしき事態」と補助参加人の対応を厳しく非難し、経済産業省は、補助参加人側から事情を聴くとともに、電気事業法に基づき類似事案の有無について報告を命じた（甲G652、甲G650）。

その後、補助参加人は、同年10月2日に改めて記者会見を行い、一般の金品受領問題に対する調査報告書を公表した（甲G664）。同会見での焦点は、森山氏から受け取った金品の返却と国税当局による査察時期との関係や、不透明な資金の流れについての明確な説明がされるかであった。しかし、受け取った金品の詳細はある程度明らかとなったものの、そのほかについては明らかにされず、依然として森山氏との関係や問題の根本については不透明なままに終わった（甲G664）。

また、同会見では、森山氏から補助参加人幹部が受け取った金品について、「返そうとすると（森山氏から）激高され、関係悪化を恐れて返却を諦めざるを得なかった」と言及した（森山氏本人が既に亡くなっているため真偽は不明ではあるが）。そして、国税当局の査察が始まった2018年1月より前に返却していたのは約1億2000万円で、約1億6000万円については豊松秀己元副社長が同年2月に6人分をとりまとめて返却したことが明らかとなったが、これについて岩根茂樹社長は「（国税当局の）動きを聞いて、今なら返却できると判断した」と説明している（甲G664）。岩根茂樹社長の説明を前提とすれば、もし査察が入らなければ、その後も返却せずにいたということになる。

次いで、補助参加人は、同年10月9日に三度目の記者会見を行い、ようやく八木会長と岩根社長ら役員が辞任する意向を表明した。

これら一連の対応に鑑みれば、補助参加人にはガバナンス・コンプライアンス体制が著しく欠如しており、自浄作用が機能しているとは到底評価することはできない。

## 5 補助参加人を信頼できないこと

### (1) 補助参加人の電気事業の公益性

電気事業は、電気という日常生活や産業活動に不可欠な生活インフラを供給する独占事業であることから、公益事業の性格を有しており、これを担う電力会社は一般の企業と比較しても高度な企業コンプライアンスが求められている。そして、日本原子力産業協会によれば、補助参加人を含む大手電力9社と日本原電、Jパワーの計11社による設備投資や保守、修繕費などの「原子力関係支出高」は、2017年（平成29年）度は前年度比196億円増の1兆8891億円であり、13年施行の新規制基準に適合するための安全対策工事費の増加などで近年は増加しつつある。

しかし、大手電力は工事契約の詳細を公表しておらず、外部から、特定企業への高値発注や優先的な発注などをチェックすることは困難である（甲G664）。補助参加人は、2008年（平成20年）1月に地元へ提出した報告書で、地域産業の支援策として地元企業への工事発注の拡大を明記した。工事は、審査して登録した企業に入札や随意契約などの方式で発注しているが、工事によっては、地元の登録企業が吉田開発しかないケースもあった（甲G664）。原発建設は経済効果が大きいと言われるが、実際には、地元の建設・土木業者、電気工事会社など限られた業界が集中的に儲けているにすぎない（甲G669）。そして、地元業者はまず建設関連工事の受注で潤い、“迷惑料”として政府から

多額の交付金を得た立地自治体が実施する公共事業で潤うといった、二重にもうかる仕組みになっている（甲G669）。さらに、2011年（平成23年）の震災による事故後以降は、新規性基準を満たすため、追加的な安全対策工事が急増し、早期の再稼働を目指した高浜原発では、多額の原発マネーが地元にとされた（甲G669）。

原発の発電コストは事故後、ますます膨らんでおり、事故後の巨額な賠償金、廃炉費用、除染費用、新規性基準を満たすための追加的な安全対策費、安全対策のための運転休止期間の増加、テロ対策を備えた「特定重大事故等対処施設」への対応などのコストは、最終的に日本国民が税金と電気料金で負担することとなる（甲G669）。

原発のコストが膨らむにも拘わらず、一部の業者がその分をさらにもうけ、その金が補助参加人に環流していたということは、補助参加人の公益事業としての側面からみても到底許されることではない。

## （2） 犯罪成立の可能性

補助参加人幹部に対する上記の金品の流れにつき、補助参加人の工事発注や特定人物への資金提供などで補助参加人の行為が関連していれば、会社法上、会社取締役の収賄罪の成立可能性がある（会社法967条）。

また、補助参加人幹部らが、自己の利益を得る目的で、その任務に反して会社に損害を与えた場合には、会社法上の特別背任罪が成立する可能性もある（会社法960条1項）（甲G668）。

甲南大学法科大学院の園田寿教授によれば「電力会社のように公共性が極めて高い企業の役員については、法改正して公務員と同様でよいのではないか」と指摘しているとおり、現行法においては立証面での問題はあるが決して軽視できないものであり、将来的には今回のような行為が犯罪として立件できるような法改正も十分あり得るところである。



なお、補助参加人の筆頭株主である大阪市の松井一郎市長は2019年（令和元年）9月29日、「株主の利益が毀損しており、詳細をただし、幹部の責任を問いたい。株主代表訴訟など、やれることはいろいろある」と述べ、補助参加人役員らへの責任追及の手段の一つとして株主代表訴訟を挙げている（甲G659）。もっともな対応というべきである。

### （3）杜撰なコンプライアンス体制

補助参加人は複数回の記者会見を行ったが、昨今ガバナンスやコンプライアンスの観点から企業に迅速かつ正確な情報開示が求められる中、補助参加人は自ら事実を公表しようとする姿勢を最後まで見せることは無かった。

また、補助参加人が公表した調査報告書によれば、森山氏の激しい性格などをあげて、金品の受領はやむを得なかったという、まるで補助参加人は被害者とでも言わんばかりの説明をしているが、そうした不当な圧力や要求に毅然と対応するよう努めてきたものが企業コンプライアンスの歴史であり、相手の性格は金品受領を正当化する理由には決してならない。加えて、現在では企業の癒着を完全に断ち切ろうと、個人的な金品の授受を禁じ、厳しく対処する企業が主流になっている中で、原発のような公共性の高い事業において常軌を逸する金品の授受があり、原発マネーの環流という疑念が持たれるような状況を招いたこと自体がコンプライアンス上の大きな問題なのである（甲G669）。

補助参加人は、企業に求められる企業コンプライアンスが全くと言っていいほど機能していなかったというべきである。

### （4）自治体の反応

補助参加人による金銭不正受領事件が発覚した後、高浜町長である野瀬豊氏は、高浜1、2号機について、補助参加人の役員と組織態勢の抜

本的な見直しが再稼働を判断する前提になると述べ、「現状では再稼働は認められない」と明言するに至っており（甲G674）、補助参加人への信頼は地元住民に対しても著しく失墜した。

## **6 まとめ**

以上のとおり、一連の報道で明らかとなった補助参加人の金銭不正受領事件は、補助参加人が地元企業及び地元有力者と癒着をしていたことを示し、ガバナンスやコンプライアンス体制が欠如していることを浮き彫りにした。今回の事実が明らかになってからの補助参加人の対応からは、補助参加人には自浄作用が全く機能しておらず、信用することができない会社であると言わざるを得ない。

## **第2 補助参加人（関西電力）への信用を前提とした被告の審査には過誤**

### **・ 欠落があること**

#### **1 運転期間延長認可処分における中性子照射脆化にかかる審査の違法性について**

##### **（1）原告の主張**

原告は、運転期間延長認可処分における中性子照射脆化にかかる審査について、被告は補助参加人より原子炉容器の劣化の度合いを把握するための監視試験片（CT試験片による破壊靱性試験の結果及び脆化のシフト量を決めるシャルピー試験の結果）の原データを受領しないまま、補助参加人の申請書記載の「結果」を鵜呑みにして認可処分をしており、その審査過程には明白な過誤欠落がある旨主張した（原告準備書面（40））。

##### **（2）被告の反論**

これに対し、被告は令和元年10月9日付け被告第19準備書面において、原データの提出を求めず、確認をしなかったことは違法ではないとし、その理由として、概ね、①「各種申請内容を導く試験データ等を逐一確認

すべきことは法令上求められていない。」（同5頁）、②「許認可申請の記載内容が正確であるか否かにつき、その記載の元となる試験データ等に遡り逐一その確認をしなければならぬ（原文ママ）とすると、許認可申請ごとに膨大な量の試験データ等を確認しなければならないこととなり、人的物的資源が限られている以上、そもそも現実的とはいえず、かえって審査の充実性を阻害し、結局、適正な判断をすることに支障を及ぼすことにもなりかねない。」（同6頁）、③「原子力規制委員会は、供用後において、保安規定認可により、事業者における品質保証体制が確立されていることを確認し、その後の保安規定の遵守状況に対する検査等をもって、監視試験が適性に実施され、その試験データが適正に収集されることなどへの信頼性を担保している」（10頁）旨主張する。

### （3）原告の再反論

#### ア はじめに

これらの主張のうち①については、被告は「原告らの原データの審査上の位置付け等については…追って詳細に主張する」（同4頁）とのことであるので、原告はその点の主張を待ってから主張を補充することとする。

②についても、①と併せて反論する予定であるが、以下簡単に反論をしておく。

被告は、全ての原データの確認は人的物的資源が限られている以上、現実的とはいええないなどと主張する。

しかし、中性子照射脆化に関する審査についていえば一度の試験（1カプセル）回次あたり、試験片の数は最大でもわずか52体（引っ張り試験片4体、シャルピー試験片44体、シャルピー試験片4体）に過ぎず、試験回次もせいぜい4回程度に留まる（原告準備書面（26）参照）。

このようにデータの数が限られている以上、当該原データが参加人の申請書に記載した最終結果の曲線と合致するものかどうかは、さほどの人的

・物的資源を要せずして検証可能であり、②は何らの理由付けにもなっていない。

そこで、以下では、第1に記載したような関西電力の金銭不正受領事件及び後記2項を踏まえて、上記被告の主張の③の点について反論を行うことにする。

#### **イ 品質保証体制の確立のみをもって必ずしも監視試験の適正な実施及びそのデータの適正な収集がなされていることが担保されないこと**

被告は、「品質保証体制」の確立により、監視試験の適正な実施及びそのデータの適正な収集などへの信頼性が担保されている旨主張する。

しかし、そもそも「品質保証体制」はあくまで「仕組み」であって制度的担保に過ぎず、直接的に事業者を規制するものではない。

確かに、些末な点も含む全ての事項について被告が監視・監督をせねばならないとすることは現実的ではない。しかし、他方で、事業者は常に許認可を得るために要する期間を短縮し、かつ、要する費用を低減させる方向への経済合理性に基づく動機を有していることも看過されてはならない。

福島第一原発事故について、国会事故調査報告書が「規制当局は電力事業者の『虜（とりこ）』となっていた」との表現で、原発に関する情報や専門性で優位に立つ東電に当局が取り込まれ、監視・監督機能が働かなくなっていた、と指摘したことを常に思い起こすべきである。

従って「品質保証体制」は必ずしも万能ではなく、むしろ監視・監督の不全の原因となりうることもあることをまず前提とした上で、審査にあたり重要な事項に係るもので、かつ、確認にそれほど人的物的資源が必要とならないのであれば、原データの確認を求める等の対応を被告はとらねばならないというべきである。

そして、そのような確認は、被告が主張するような「試験データ等の正確性に疑義がある場合など」（被告第19準備書面6頁）には限られないというべきである。もっとも、高浜原発1号機については、30年目と40年目の高経年化技術評価書での脆化予測曲線は大きく違っていたのであるから、被告が主張するような「試験データ等の正確性に疑義がある」場合といえ、まさに試験データから考慮・検討すべきケースであったというべきである。

#### ウ 少なくとも補助参加人についての「品質保証体制」は信頼できるものではないこと

そして、被告の主張する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（以下、「品質管理基準規則」という。乙B92）においては、「品質管理監督システム」（同規則3～8条）の「確立及び実施並びにその実効性の維持」のため、まず最初に「経営責任者の責任」（第三章・8～19条）が規定され、経営責任者の役割が非常に重視されている。具体的には、以下のように規定されている（乙B92）。

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。

（略）

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

（略）

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。

また、品質管理基準規則の「解釈」（乙B92）には、上記第八条三号について、以下のように記載されている。

#### 第8条（経営責任者の関与）

1 （略）

2 規則第8条第3号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。

- ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。
- ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。
- ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。
- ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。
- ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。
- ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。
- ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。
- ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。
- ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。
- ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。

・全ての活動において慎重な意志決定をすること。

このように、法の規定する「品質管理監督システム」は、その確立及び実施並びにその実効性の維持に経営責任者の役割及び責任を重視しており、かつ「安全文化を醸成するための活動」を重視しているところ、前記第1のような補助参加人の金銭不正受領事件は、むしろ「安全文化の醸成」の解釈に列記されていることが出来ていなかったことを証明したのであり、「安全文化の醸成」とは真逆の方向性へ経営責任者自身が向かっている現状を明らかにしたものと云わざるを得ない。まさに関西電力のトップ、原発事業の責任者自身が巨額の利権のからむ「原発事業の虜（とりこ）」になってしまっていたと云わざるを得ないのである。

従って、少なくとも補助参加人については「品質保証体制」があることで直ちにその結果を信頼できると安易に考えることは到底できないというべきである。

当該体制に不備がありうることを前提にしつつ、また30年目と40年目の試験結果（脆化予測曲線）に大きな違いが生じていたという状況においては、中性子照射脆化に関する監視試験片の原データのように重要なデータの確認・検証を行う程度のことは、被告としては当然すべきであった。そのような検討すらせず、補助参加人の申請書記載の「結果」を鵜呑みにした被告の延長認可処分には、明白な過誤・欠落があるというべきである。

## 2 補助参加人が信用できないことを示す他の事例

### (1) 地下構造図の縮尺のごまかし（甲D203）

現在大津地裁で行なわれている大飯・高浜・美浜原発運転差止滋賀訴訟では、原告側は各原発敷地の地下構造を問題としており、その重要性の根拠として、東京電力が、2007年中越沖地震で柏崎刈羽発電所の解放基盤表

面で基準地震動450ガルを大幅に超える1699ガルの地震動を記録したことの原因の一つとして、敷地地盤における褶曲（しゅうきょく）構造の存在を挙げていることを指摘した。

関西電力は、同訴訟において2019年5月28日付準備書面（44）でこれに反論し、柏崎刈羽原発敷地の反射法地震探査の結果は、「非常に大きく畝（うね）っており、顕著な褶曲構造を呈している」が大飯原発敷地の反射法地震探査の結果は、「地震動を顕著に増幅させ得るような畝りではない」と主張し、二つの図を並べた（甲D203の1頁目参照）。

この上下の二つの図を見比べると関西電力の主張にも一理ありそうである。しかし、これにはトリックがあった。縦横の縮尺が上段は1対1なのに対し、下段は1対4だったのである。下段の図を縦横1対1に補正すると甲D第203号証の2頁目の図のようになり、本来は縮尺を合わせた図同士で比較しなければ誤った評価をすることになる（以上、甲D203より）。

このような手法を用いて専門知識が十分とはいえない訴訟関係者の目をごまかすようなやり方は、公正誠実を旨とすべき訴訟においては（訴訟以外においてもだが）、著しく不誠実というべきである。引用する書証の記事は「関西電力の劣化は隠しきれない」とまとめている。

## （2）地盤構造モデルにおけるデータの除外（消えた表層の低速度層）

原告準備書面（31）（地盤構造モデルについて）14頁において指摘済みであるが、補助参加人は、高浜原発の地震基盤から地表面までの地下構造モデルの作成において（地震動評価用地盤モデルを策定する過程における、微動アレイ観測の結果を踏まえた地盤モデル。準備書面（31）では「インバージョンモデル」としている。）、実際の観測データでは、

深度0－0.05kmの範囲では

P波速度 2.0 km/s



S波速度 0.5 km/s

密度 2.07 g/cm<sup>3</sup>

と評価されている（丙C11・20頁）。

ところが、他方で、参加人が策定している地震動評価用地盤モデルでは、  
表層付近に低速度・低密度層は存在せず、

深度0 - 0.04 kmから

P波速度 4.2 km/s

S波速度 2.3 km/s

密度 2.7 g/cm<sup>3</sup>

という硬質な地盤があることになっている（丙C11・29頁）。

**消えた表層の低速度層**

**インバージョンモデル**

**3. 地盤モデルの策定(高浜)** 22

■今回選定された地盤モデルの諸元は以下のとおりであり、断層上端深さに相当すると考えられるVp=5.8km/s層の上面深度は約3.7kmと評価された。

No.	P波速度 (km/s)	S波速度 (km/s)	密度 (g/cm <sup>3</sup> )	層厚 (km)	上面深度 (km)
1	2.0	0.5	2.07	0.05	0
2	4.2	2.2	2.7	0.04	0.05
3	4.6	2.5	2.7	0.22	0.09
4	4.7	2.6	2.7	0.25	0.31
5	4.9	2.7	2.7	0.06	0.56
6	5.0	2.8	2.7	0.20	0.62
7	5.1	2.9	2.7	0.11	0.82
8	5.3	3.0	2.7	0.17	0.93
9	5.4	3.1	2.7	0.36	1.10
10	5.5	3.2	2.7	1.84	1.46
11	5.6	3.3	2.7	0.46	3.30
12	5.8	3.4	2.7	0.59	3.76
13	5.9	3.5	2.7	0.24	4.35
14	6.0	3.6	2.7	-	4.59

関西電力「高浜発電所・大飯発電所 地下構造の評価について」H26.4.23

**地震動評価用地盤モデル**

**3. 地盤モデル(高浜)** 29

■高浜発電所の地震動評価に用いる地盤モデルは以下のとおり。

No.	P波速度 (km/s)	S波速度 (km/s)	密度 (g/cm <sup>3</sup> )	層厚 (km)	上面深度 (km)
1	4.2	2.2	2.7	0.04	0.00
2	4.6	2.5	2.7	0.22	0.04
3	4.7	2.6	2.7	0.25	0.26
4	4.9	2.7	2.7	0.06	0.51
5	5.0	2.8	2.7	0.20	0.57
6	5.1	2.9	2.7	0.11	0.77
7	5.3	3.0	2.7	0.17	0.88
8	5.4	3.1	2.7	0.36	1.05
9	5.5	3.2	2.7	1.59	1.41
10	6.0	3.6	2.7	-	3.00

高浜の地盤モデル

（原告準備書面（31）の要旨陳述資料16頁）

上図からも明らかなように、表層に最も近い地層には、それより深い層  
と比較して、明らかに低速度層が存在する。低速度層があるということは

表層地盤が不均一であることを示すのであり、地震動評価に少なからず影響すると考えられる（仮に影響しないとしても正確性を欠くことは明らか）。

このように、表層の低速度層の除外は、本来除外すべきでないデータを意図的に除外している一例であるが、その他にも「震源を特定せず策定する地震動」における評価においても、複数ある地震観測記録から大部分を除外して評価するなど、本来あるデータを使用していないケースがある。

以 上